

静岡県立大学大学院社会人聴講生規程

平成19年4月1日 規程第73号

改正 平成24年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、静岡県立大学大学院学則第30条の規定に基づき、社会人聴講生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(聴講許可)

第2条 社会人聴講生として聴講を志願する者（以下「聴講志願者」という。）があるときは、各研究科委員会又は学府委員会の議を経て、学長が聴講を許可する。

(聴講資格)

第3条 社会人聴講生として志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、外国人である志願者の場合は、本学社会人聴講生となることにより在留資格を得ようとする者を除く。

- (1) 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- (3) その他社会人としての実務経験があり、学長が特に認める者

(許可の時期)

第4条 聴講は、学年又は学期始めに授業科目ごとに許可する。

(聴講の志願)

第5条 聴講志願者は、次の各号に定められた書類により、学長に願い出なければならない。

- (1) 聴講申請書（写真）
- (2) 第3条各号に該当することを証する書類
- (3) 外国人にあつては、在留資格を有することを証する書類
- (4) その他指定する書類

(費用の負担)

第6条 聴講を許可された者は、所定の期日までに聴講料を納付しなければならない。

2 実験、実習等に要する特別の費用は、聴講生の負担とする。

(許可の取消し)

第7条 社会人聴講生として不相当と認められたときは、学長は、当該研究科委員会又は学府委員会の議を経て、許可を取り消すことができる。

(準用)

第8条 静岡県立大学学則及び静岡県立大学大学院学則中、学生に関する規定は、

社会人聴講生に準用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。